



今回は…「**介護保険施設サービス**」についてご紹介します。

介護保険施設には、「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）」「介護老人保健施設」「介護療養型医療施設」「介護医療院」の4つがあります。どのような介護が必要かによって、入所施設が異なります。

対象
要介護
3～5

生活介護が中心の施設

介護老人福祉施設 **市内5施設**
【特別養護老人ホーム】

「**生活の場**」と「**手厚い介護サービス**」を提供する施設で、**終身利用できる介護施設**です。

寝たりきりや認知症などで、常に介護が必要で自宅での生活が困難な方のための施設です。

入浴・排泄・食事など日常生活の介護や健康管理が受けられます。原則として要介護3以上の認定を受けた方が対象となります。

※要介護1、2の方でも特例的に入所が認められる場合があります。

- ☆北原荘(個室・多床室)
- ☆しょうぶ苑(個室・多床室)
- ☆ハッピーランドやまと(個室・多床室)
- ☆けいわ苑(個室のみ) ☆ほほえみ(個室のみ)

入所申込等について

各施設に直接お申し込み下さい。

入所の順番は、施設ごとに開催される「**入所判定委員会**」で決定します。

介護度が重い、緊急性がある場合は判定の点数が高く、点数が高ければ高いほど早くに入所することができます。

★住 所…入所と同時に、施設に住所を移動することになります。

★利用料金…介護度・居室のタイプによって異なり、オムツ代が含まれます。

※所得が低い方については、自己負担の上限が設けられております。(詳細は裏面参照)

社会福祉法人が利用者負担額を軽減する制度もあります。

対象
要介護
3～5

地域密着型介護老人福祉施設

市内2施設

定員29名以下の小規模で介護老人福祉施設と同様のサービスを受けることができます。

- ☆ハッピーランド あいかわ(個室) ☆ハッピーランド やまと南館(個室)



対象
要介護
1～5

介護やリハビリが中心の施設

介護老人保健施設 **市内4施設**

リハビリなどで自立を支援し、在宅への復帰を目指すための施設です。

リハビリテーションなどの医療サービスを提供し、在宅への復帰を目指す施設です。医学的管理のもとで、看護、リハビリテーション、入浴・排泄・食事など日常生活上の介護などを併せて受けることができます。

医療費とオムツ代が施設利用料金に含まれます

- ☆天心ケアハイツ
- ☆パステルヴィレッジ小野
- ☆ケアホームやまと
- ☆ハートランドケア東町



入所申込等について

各施設に直接お申し込み下さい。

入所の順番は、**申し込み順**になります。施設職員との面接後、施設ごとに開催される「入所判定会」で決定します。

伝染病などの疾患がなく、病気で長期入院などを必要としないことなど、施設によって条件が異なります。

★住 所…住所移動の必要はありません。

★利用料金…介護度・居室のタイプによって異なり、オムツ代が含まれます。

※所得が低い方については、自己負担の上限が設けられております。(詳細は裏面参照)

対象
要介護
1～5

病院で療養が中心の施設

介護療養型医療施設 市内1施設

医療サービスを受けながらの長期療養が可能な施設です。

慢性疾患を有し、長期の療養が必要な方のために、介護職員が手厚く配置された医療機関(施設)です。病状が安定していても自宅の療養生活は難しいという方が入所して、必要な医療サービス、日常生活における介護、リハビリテーションなどを受けることができます。

☆鳴瀬病院 療養型病床



★利用料金…介護度・居室のタイプによって異なり、オムツ代が含まれます。

対象
要介護
1～5

長期療養の機能を備えた施設

介護医療院 市内1施設

要介護者を対象に長期療養のための医療と介護を一体的に提供する施設です。

長期療養が必要な要介護者を対象に、療養上の管理、看護、医学的管理のもとで介護、機能訓練、その他必要な医療、日常生活上の世話が一体的に受けられます。

※令和6年3月末に廃止が予定されている介護療養型医療施設の転換先として位置づけられています。 ☆介護医療院 いいさわ



特定入所者介護サービス助成

介護保険施設(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院)やショートステイを利用する方の食費・居住費は、自己負担が原則ですが介護保険負担限度額認定証があると費用の軽減を受けられます。給付を受けるには、市町村への申請が必要になります。

※世帯全員(別世帯の配偶者を含みます)が市町村民税非課税の場合が対象です。

所得状況※①	預貯金等の資産の状況※②
年金収入※③ 80万円以下の方(第2段階)	単身650万円、夫婦1,650万円
年金収入80万円超120万円以下(第3段階①)	単身550万円、夫婦1,550万円
年金収入等120万円超(第3段階②)	単身500万円、夫婦1,500万円

※①住民票上世帯が異なる(世帯分離)配偶者(婚姻届を提出していない事実婚も含む。DV防止法における配偶者からの暴力を受け場合や行方不明の場合等は対象外)の所得も判断材料となります。

※②【預貯金等に含まれるもの】資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なもの。

有価証券・投資信託・金・銀・現金等

※③公的年金等収入金額(非課税年金を含む)+その他の合計所得額

特養の費用・負担を軽くする制度

特定入居者 介護サービス費(市町村)

所得や資産等が一定以下の方に対して、その方の負担限度額を超えた分の居住費と食費の負担額が介護保険から支給される制度

利用者負担の軽減制度

低所得で生活に困窮している方について、介護保険サービスの利用促進を図るために、一部の社会福祉法人が利用者負担額を軽減する制度



社会福祉法人による利用者負担軽減制度

低所得で生計困難な利用者に対し、介護保険サービスを提供する社会福祉法人がその社会的役割として利用者負担を軽減する制度です。

市町村民税世帯非課税者で、要件を満たす方のうち、特に生計が困難と市町村が認めた方および生活保護受給者の方が対象となります。

※詳細は市町村にお尋ねください。